

「滞納整理・事例検討コース」に参加して（長野県内自治体参加者）

地方公務員法第 30 条及び第 32 条において「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」「職員は、職務遂行に当たって、法令、条例、規則、規程等に従い…（以下略）」とあるように、我々地方公務員は公共の利益のため、法令遵守の上で職務を遂行する義務があります。そのためには法令の正しい解釈が必要ですが、こと税関連の実務においては複雑なケースに遭遇する場面が多々あり、法令解釈が一筋縄ではいかない点が難しい所です。本セミナーでは、様々な事例に対する意見交換や、各自治体での取組方法の発表により、自分一人では見つけられなかった新しい視点に出会う事ができました。また、講師の斎藤先生からは国税徴収法や地方税法だけでなく、民法の観点から法的根拠に基づいた明瞭な解説をいただき、事例解決のためのヒントとなる法的解釈について学べる大変有意義な機会となりました。特に先生ご自身の見解を、熱意を持ってお話されていたのが印象的で、自分もその熱い想いに感化され、前のめりに受講することができました。この場を借りて改めて感謝申し上げます。今後も徴税吏員として、そして地方公務員として、公共の利益のために法的根拠に基づいた公正・公平かつ瑕疵のない職務を遂行できるよう、日々研鑽を重ねていきたいと思っております。

「滞納整理・財産調査コース」に参加して（長野県内自治体参加者）

令和 7 年 4 月に入庁してから半月が経ち、日々の業務について教わる中で近々東京税務セミナー（長野市）の開催があることを教えてもらい、財産調査についての見識を深める必要があると考え、この度東京税務セミナーの財産調査コースを受講させていただきました。東京税務セミナーの財産調査コースでは差押え業務の考え方から実際の取組まで多岐にわたって教わる事が多くありました。そして財産調査について全く見識の無い私でも大変分かりやすいセミナーとなっており大変感謝しています。二日間という限りのある時間の中で、初めて耳にする用語も多く、全てを理解することはできませんでした。しかし、講義資料を見直しながら、これから先も講義していただいたことを業務上で役立てられるようにしていきたいと思っております。今回、東京税務セミナーを受講した人は、業務上で質問がある場合に、公益財団法人東京税務協会窓口を通じて問合せできることを教わりました。まだまだ業務上でわからないことも多く、相談することもあると思っておりますが、その際は、お力添えいただけますよう何卒宜しくお願い致します。今後とも長野県での東京税務セミナーが開催されることを心から願うとともに、本セミナーで教わったことをより一層理解し、見識を広げていけるよう努めて参ります。結びになりますが、東京税務セミナーでは二日間に渡って大変有意義な講義を受講させていただきました。とても経験豊富な講師のこれまでの経験談や具体的な事例に対するグループワーク等、東京税務セミナーに参加しなければ学ぶことができないことも多くあったと感じております。このような大変価値のある講義を受講

できたことに対し、講師をはじめ東京税務セミナー主催の皆様から心から感謝申し上げます

「滞納整理・公売基礎コース」に参加して（長野県内自治体参加者）

今年公売担当になったばかりで、公売の知識が少ないなかで公売基礎コースに参加させていただきました。特に、不動産については、前述したとおり当市では差押処分をしているものの近年は公売までは行っておらず、知識も経験も乏しい状況です。今回の研修では、たくさん事例をご紹介いただいて、非常に参考になりました。今回の講義で公売の知識全てを頭に入れることはできませんが、今後事務を進める際にいただいた資料や事例集を活用していきたいと思います。講義の中で特に印象に残ったことは、不動産公売のために入念な事前調査が必要だという点です。公売の手続きは公売公告・最高価格申込者の決定・売却決定・換価代金配当告知という短期間に連続して行われる処分のため、迅速に正確に行う必要があることを学びました。一連の流れを把握しつつ、滞納者及び入札参加者と連絡を取り合いながら進めていくため、担当者だけではなく係単位で情報を共有しながら事務を進めることが大切だと感じました。また、差押財産の換価事務の基本から講義を始めていただいたことで、自分が今どこまで理解していて、どこから勉強をしたらいいかがわかりました。換価が困難だと思われる不動産でも、「一つずつ流れを確認して正確に事務を行えば、必ず滞納整理を進めることができる」ことを念頭に置いて、これからの徴収事務・換価事務を行いたいと思います。この度は非常に有意義な講義を開催していただき、ありがとうございました。

※感想は東京税務レポート 2025 年夏季号掲載より抜粋